



五城目町では、不妊・不育治療費の助成を行っています！



町では、不妊に悩むご夫婦の経済的及び精神的な負担の軽減を図り、安心して治療を受けることができるよう、不妊治療を受けているご夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成しています。詳しくは、町健康福祉課までお問い合わせください。

【対象となる方】

- ・ご夫婦（事実婚含む）で、医師による不妊治療・不育治療を受けている方
- ・五城目町内に住所を有する方
- ・他の市町村から助成を受けていない方

【事業内容】

※「特定不妊治療」は事前に秋田県の「特定不妊治療費助成事業」の申請が必要となります。町への申請は、県の承認決定通知書が交付されてからとなります。

	※特定不妊治療	一般不妊治療	不育症治療
対象経費	① 体外受精、顕微授精による治療費 ② 上記治療に要した検査費等	① 特定不妊治療費以外の一般不妊治療（保険適用、保険適用以外） ② 上記治療に要した検査費等	① 不育症治療に要した費用 （入院時ベッド代、食事代等治療に直接関係のない経費を除く） ② 上記治療に要した検査費等
助成額・期間	1回の治療につき15万円まで（ただし、秋田県の「特定不妊治療費助成事業」の助成額を除く）	全額助成（通算5年度）	1年度5万円まで
申請書類	① 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し ② 五城目町特定不妊治療費助成申請書 ③ 医療機関・薬局が発行した領収書	① 五城目町一般不妊治療費助成申請書 ② 医療機関・薬局が発行した領収書等	① 五城目町不育治療支援事業助成申請書兼請求書 ② 五城目町不育治療医療機関証明書 ③ 医療機関が発行した領収書

※裏面もご覧ください。

< 町への申請の流れ >

◆「特定不妊治療」の場合

- ①秋田県の「特定不妊治療費助成事業」へ申請をする。
- ②秋田県より、「秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」を受け取る。
- ③町申請用の必要書類を準備する。
(申請書はダウンロードまたは役場 1 階 健康福祉課にあります。)
- ④町健康福祉課へ提出する。

◆「一般不妊治療」または「不育症治療」の場合

- ①治療中の病院より「五城目町一般不妊治療、または不育症治療医療機関証明書」を発行してもらおう。(医療機関証明書はダウンロードまたは町健康福祉課より準備し、病院で記入してもらってください。)
- ②町申請用の必要書類を準備する。
(申請書はダウンロードまたは役場より準備してください。)
- ③町健康福祉課へ提出する。

※申請の際、印鑑と振込先のわかるものが必要になります。

- ・治療が終了した日の属する年度の末日までの申請となります。
- ・書類の準備がありますので、申請予定の方は、治療開始もしくは治療中に必ず町健康福祉課へ連絡くださるよう、お願いします。



【お問い合わせ先】

五城目町役場 健康福祉課

TEL 852-5180